

公益社団法人枚方市シルバー人材センター役員の報酬等及び費用に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益社団法人枚方市シルバー人材センター定款（以下「定款」という。）第28条第3項の規定に基づき、公益社団法人枚方市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の役員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員 定款第22条に定める役員をいう。
- (2) 常勤役員 総会で選任された理事のうち、センターを主たる勤務場所とし、週3日以上センターの業務に従事する者をいう。
- (3) 非常勤役員 常勤役員以外の役員をいう。
- (4) 報酬等 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）第5条第13号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わず、費用とは明確に区分されるものをいう。
- (5) 費用 職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費、手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものをいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員は、職務執行の対価として報酬等を支給することができる。ただし、賞与及び退職手当は支給しない。

- 2 報酬の額は、月額5万円以内において別表で定める額とする。ただし、監事の報酬の額は、監事の協議によって定める額とする。
- 3 報酬は、毎月、その月分を支給する。
- 4 前2項に定めるもののほか、報酬の支払方法については、事務局職員の例による。

(費用の支払い)

第4条 非常勤役員が職務の遂行に当たって負担した費用については、これの請求があった日の属する月の末日までに支払うものとする。ただし、前払いを要するものについては、事前に支払うものとする。

- 2 前項の費用は、1日につき2千円以内において理事会で定める額とする。

- 3 常勤役員が通勤に要した費用については、その実費相当額を弁償する。
- 4 役員がセンターの業務上の必要により出張したときは、事務局職員の旅費の例により、その費用を弁償する。

(公表)

第5条 センターは、この規程をもって、公益認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、総会において決定するものとする。

(補則)

第7条 この規程の施行について必要な事項は、理事会で別に定める。

附 則

この規程は、平成3年4月24日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

附 則【平成22年9月8日臨時総会】

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年6月15日から施行し、令和4年7月1日から適用する。

※附則の次に別表を加える。

別表

区 分	報酬額	適用条件
理事長	日額 10,000 円	ただし、月額 50,000 円を超えない
副理事長	日額 10,000 円	ただし、理事長の職務を代行するとき
	日額 8,000 円	理事会、定時総会、三役会に出席のとき
常勤役員	月額 50,000 円	職員を兼務するときは支給しない
理事	日額 5,000 円	理事会、定時総会に出席のとき
監事	日額 5,000 円	理事会、定時総会、監査に出席のとき